行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2一条例2
処分の種類	公園施設等を損傷又は滅失したときの弁償又は原状回復				
根拠法令条例 等·条項	長野県都市公園規則第21条				
処分の概要	都市公園の施設又は物品を損傷し、又は滅失したときの弁償又は原状回復の指示				
処分基準(未設定の場合はその理由)	【参考】 長野県都 都市公園を利用	『市公園規則第21』 する者は、都市公	↑尽くされているため 条 ・園の施設又は物品 の指示によってこれ	品を損傷し、又は滅	
基準の制定根拠	長野県都市公園規	見則第21条			